

# 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取市東町1丁目271番地に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目的)

第3条 この法人は、農地保有の合理化その他農業用地の開発を促進し、次代の農業の担い手を計画的、永続的かつ効果的に確保することにより、本県農業の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農地保有の合理化を促進するために農地、採草放牧地及び農業用施設用地等を買入れ、又は借り受けて、これらの土地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- (2) 農地保有の合理化を促進するために資金を貸し付け、助成金を交付し、又は土地条件の整備を行う事業
- (3) 農地保有の合理化を促進するために農業用機械、施設の貸し付けを行う事業
- (4) 新規就農者等の確保育成に関する事業
- (5) 就農支援資金の貸し付けに関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産、基金及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基金は、農地保有合理化事業強化基金（以下「強化基金」という。）、農業担い手育成基金（以下「担い手基金」という。）の2種とし、それぞれ次に掲げるものをもって構成する。

(1) 強化基金

- ア 強化基金とすることを指定して出資された資金
- イ 理事会で強化基金に繰り入れることを決議した財産

(2) 担い手基金

- ア 担い手基金とすることを指定された財産
- イ 理事会で担い手基金に繰り入れることを決議した財産

4 運用財産は基本財産及び基金以外の財産とする。

### (基本財産の処分制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由が

あるときは、理事会の決定に基づき、評議員会の決議を受けた上で、鳥取県知事の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

- 2 前項の理事会の決定及び評議員会の決議は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3に当たる多数をもって行う。

#### (強化基金の処分制限等)

第7条の2 強化基金は、これを処分することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第6条第3項第1号アに規定する資金をその出資者に返還する場合
- (2) 第6条第3項第1号イに規定する財産を農地保有合理化事業の運営に関連して生じる損失の補填に要する経費に充当する場合

- 2 強化基金の運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費以外の経費に充てることができる。
- 3 毎年度において、前項の運用益に剰余を生じたときは、理事会の決議を経て、その全部又は一部を翌年度に繰り越し、又は強化基金に繰り入れるものとする。

#### (担い手基金の処分制限等)

第7条の3 担い手基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の決定に基づき、評議員会の決議を受けた上で、鳥取県知事の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

- 2 前項の理事会の決定及び評議員会の決議は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3に当たる多数をもって行う。
- 3 担い手基金の運用益は、新規就農者等の確保育成のために必要な経費以外の経費に充てることができる。
- 4 毎年度において、前項の運用益に剰余を生じたときは、理事会の決議を経て、その全部又は一部を翌年度に繰り越し、又は担い手基金に繰り入れるものとする。

#### (資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産、強化基金及び担い手基金のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の収支予算、事業計画及び資金計画は、毎会計年度開始前に理事会の決議により定める。ただし、事業年度中途に理事会の決議により変更することを妨げない。

- 2 前項の決定又は変更の決議は、評議員会の承認を受けなければ効力を生じない。

#### (事業報告及び収支決算)

第11条 理事長は、この法人の事業報告及び収支決算について、毎事業年度終了後3箇月以内に、監事の監査を受けた上で、理事会の議決及び評議員会の承認を受けなければならない。

#### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が長期借入(返済期限が1年以上の借入をいう。)を行う場合には、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、鳥取県知事の承認を受けなければ、借入れることができない。

- 2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3以上の決議により行う。
- 3 この法人が重要な財産(基本財産を除く。)の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計区分)

第13条 この法人の会計は、一般会計と特別会計に区分して行う。

2 特別会計は、事業の必要に応じ、理事会の決議を経て設ける。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一つにするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

3 評議員会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が、辞任又は任期満了により退任した後において、当該評議員の辞任又は任期満了での退任により第 15 条第 1 項に定める定員に足りなくなるときは、当該評議員は新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 19 条 評議員には、その職務執行の対価として毎年総額 30 万円を超えない範囲で評議員会において定める報酬等の額及び支給の基準に従って算出した額の報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定による。

## 第 4 章 評議員会

(構成及び権限)

- 第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
    - (1) 役員の選任及び解任
    - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額及び支給の基準
    - (3) 定款の変更
    - (4) 各事業年度の事業計画、収支予算、資金計画、事業報告及び収支決算の承認
    - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
    - (6) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
  - 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

- 第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
  - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第 22 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
  - 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
    - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
    - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

- 第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第 24 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たることとし、欠席の場合は出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の議事は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わねばならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額及び支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第5章 役員等

(種類及び定数)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名を一般社団・財団法人法第197条が準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 32 条 理事及び監事は評議員会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副理事長及び常務理事各1名を選定することができる。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、

同様とする。

- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る収支決算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員が辞任又は任期満了で退任することにより、第31条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、当該役員は辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第36条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第 37 条 役員には、その職務執行の対価として評議員会で定める報酬等の額及び支給の基準に従って算出した額の報酬を支給することができる。その額については、評議員会の決議により定める。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前 2 項の取扱いについては、第 50 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第 39 条 この法人は、役員の一社団・財団法人法第 198 条において準用される一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定められた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 6 章 理事会

(設置)

- 第 40 条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第 41 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
    - (6) 第 39 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第 42 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めるとき。
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があ

ったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第34条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたときは又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は理事が、同条第3項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たることとし、欠席の場合は出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款によるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条についても適用する。

3 前 2 項の定款の変更をしようとするときは、その定款の変更について、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、鳥取県に帰属するものとする。

## 第 8 章 事 務 局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 55 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 9 章 雑 則

(委任)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附則

この寄附行為の変更は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

制定 (寄附行為変更年月日)	施行 (主務官庁認可年月日)
昭和 4 5 年 3 月 2 6 日	昭和 4 5 年 4 月 2 1 日
昭和 4 5 年 1 0 月 1 日	昭和 4 5 年 1 0 月 2 2 日
昭和 4 8 年 6 月 2 3 日	昭和 4 8 年 1 1 月 1 日
昭和 5 0 年 5 月 1 6 日	昭和 5 0 年 7 月 1 日
制定 (寄附行為変更年月日)	施行 (知事認可年月日)
昭和 5 5 年 3 月 2 5 日	昭和 5 5 年 4 月 1 2 日
昭和 5 7 年 3 月 2 4 日	昭和 5 7 年 3 月 3 1 日

制定（寄附行為変更年月日）	施行（知事認可年月日）
昭和63年 6月29日	昭和63年 7月16日
平成 元年 6月20日	平成 元年 8月17日
平成 3年 6月20日	平成 3年 9月30日
平成 4年 3月17日	平成 4年 4月 1日
平成 6年 6月20日	平成 6年 8月22日
平成 8年 3月26日	平成 8年 4月 1日
平成12年10月20日	平成12年10月27日
平成13年 3月26日	平成13年 4月17日
平成18年 3月29日	平成18年 4月21日
平成18年 6月 1日	平成18年 6月23日
平成20年 2月18日	平成20年 3月 4日
平成21年10月19日	平成21年12月 1日
平成23年 7月15日	平成23年 8月 1日